

平成30年8月22日

所属	学術文化財課
----	--------

件名	文化財の県指定について
----	-------------

内容	<ul style="list-style-type: none">○ 県指定有形文化財（工芸品）の指定 1件（詳細別紙）<ul style="list-style-type: none">・ 「^{わにぐち}鰐口 一口」○ 県指定無形民俗文化財の指定 1件（詳細別紙）<ul style="list-style-type: none">・ 「^{ながさかさんがく}長坂三ヶ区^{ふだばん}の^{みずばんせいど}札番・水番制度」
----	---

経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 山梨県教育委員会は、平成30年8月22日に開催された定例教育委員会において、平成30年7月27日に開催した山梨県文化財保護審議会から「県指定相当」として答申された文化財を県指定の有形文化財（工芸品）、無形民俗文化財に指定することを決した。 なお、この文化財の指定に係る効力は、県公報の告示のあった日（9月上旬頃を予定）から生じることになる。○ 今回の指定により県指定文化財は534件となり、うち、有形文化財は360件（工芸品66件）、無形民俗文化財は20件となった。
----	--

学術文化財課 文化財保護担当
055（223）1792 内線 8513
詳細については
文化財保護担当 055（223）1792
有形文化財（工芸品） 内線 8515
無形民俗文化財 内線 8513